

第2期

枚方市子ども・子育て支援事業計画

概要版



第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和2年3月

発行 枚方市子ども青少年部子ども青少年政策課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL : 072-841-1375 (代表)

FAX : 072-843-2244

E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp

イラスト たけうち ちひろ



令和2年3月

枚方市

第2期

枚方市子ども・子育て支援事業計画

イラスト たけうち ちひろ

第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画 概要版

1. 計画策定の趣旨

- 「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法等に基づき、「大阪府子ども総合計画」のほか、本市の「枚方市総合計画」やその他の関連計画と整合を図りながら定めるもので、本計画に基づきながら、子ども・子育て支援策を総合的かつ計画的に推進します。
- 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
- 計画の根拠については、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けるとともに、子どもの貧困が社会問題となるなか、第2期計画から、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画として策定します。

2. 現状と課題

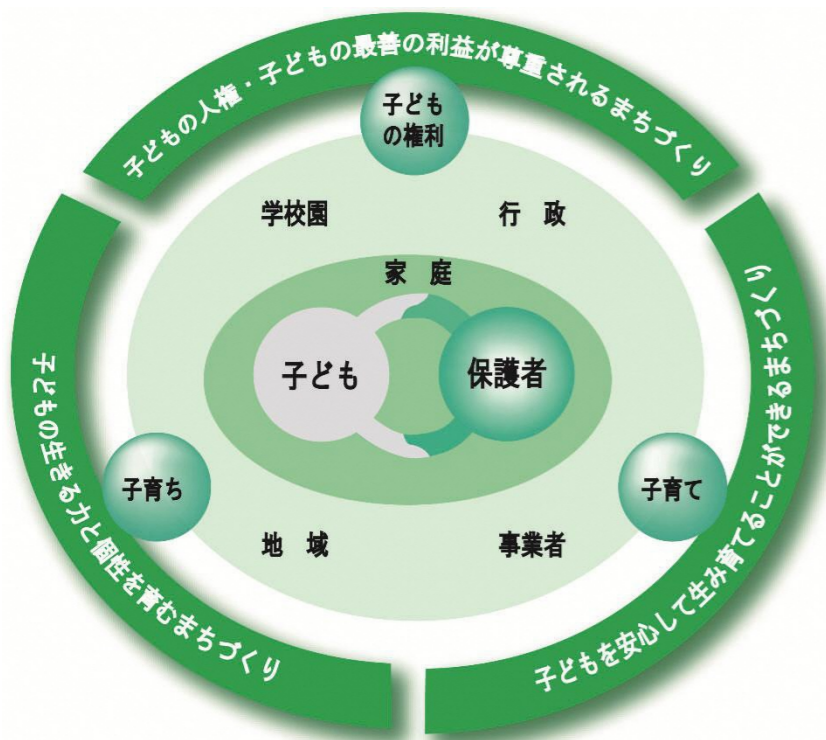
- ①子どもと子育て家庭を **取り巻く環境**
 - 少子高齢化・核家族化の進行
 - 女性（25～39歳）就業率の上昇
 - 外国人人口（20歳未満）の増加
 - 家庭児童相談（虐待相談など）件数の増加
 - 障害児支援サービス利用の増加
 - 保育所（園）、留守家庭児童会室における利用児童の増加
 - 子育てに対する負担感の増加
- ②ニーズ調査の主な結果
 - ※【 】はH25の調査結果
 - 就学前児童の母親の就労は約60%【約48%】、小学生は約73%【約57%】
 - 「子育てを楽しんでいると感じることが多い」と答えた就学前の保護者は約64%【約71%】
 - 経済的な暮らし向きが苦しい家庭ほど子育ての負担感が増加
 - 幼稚園等の定期的な預かり保育の利用割合は約46%【約26%】
- ③第1期計画期間における取り組みの主な実績
 - 子ども総合相談センター「ととな」の開設などによる児童虐待防止や不登校・ひきこもり等への相談支援を充実
 - 公立幼稚園6園において、従来からの4・5歳児に加えて新たに3歳児を受け入れるとともに、預かり保育の時間を拡大
 - 障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実に向けた「市立ひらかた子ども発達支援センター」を開設
 - 妊娠届出時に全ての妊婦を対象に保健師等が面接を実施し、相談支援や必要な支援につなぐ取り組みを推進
 - 保育需要が増加する中で待機児童対策を推進するとともに、保育所・幼稚園等における第3子以降の保育料無償化を実施
 - 留守家庭児童会室において、5・6年生の受け入れを開始
- ④第2期計画における主な課題
 - 虐待やいじめなどから子どもを地域全体で守る環境づくり
 - 子どもの貧困が社会問題となる中、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげる体制整備
 - 障害のある子どもへの支援ニーズに対応した支援体制の充実
 - 外国籍の子ども等への効果的な支援
 - 今後の保育需要を見込んだ通年の待機児童ゼロに向けた対策の推進

3. 計画の基本理念

一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、第1期計画を引き継ぎ、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



4. 基本方向と施策目標等

基本方向Ⅰ 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

施策目標1 子どもの人権擁護の推進

- (1) 人権教育の推進 (2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進
- (3) いじめに対する取り組みの推進 (4) 不登校に対する取り組みの推進
- (5) 非行等の問題行動対策の推進

施策目標2 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進

- (1) 子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備
- (2) 子どもの心身の健康を確保できる環境の充実
- (3) 子どもの学習と就学の支援 (4) 保護者の就労と相談支援
- (5) 子育てに対する経済的支援

基本方向Ⅱ 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

施策目標3 子どもの生きる力を育む環境の整備

- (1) 幼児期の教育・保育の質の向上 (2) 小学校教育への円滑な接続の推進
- (3) 豊かな心の育成の推進
- (4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上
- (5) 食育の推進 (6) 障害のある子ども等への支援の充実

施策目標4 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

- (1) 子どもの居場所づくりの推進 (2) 子どものスポーツ活動の推進
- (3) 子どもの文化芸術活動の支援 (4) 子どもの国内外交流の推進
- (5) 子どもの社会的活動の推進
- (6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進

基本方向Ⅲ 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策目標5 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援
- (2) 子どもへの医療対策の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援
- (4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備 (5) 外国籍の子ども等への支援

施策目標6 地域における子育ての相談・支援

- (1) 子育てに関する相談体制の充実 (2) 子育てに対する支援体制の充実
- (3) 子育てに関する適切な情報提供の推進 (4) 子育て中の社会参加支援

施策目標7 子育てと仕事の両立支援

- (1) 多様な保育サービスの充実 (2) 放課後児童対策の充実
- (3) 男女共同子育ての推進

5. 目標事業量

量の見込みと確保方策を示しています。なお、量の見込みと確保方策が異なる場合のみ、() で確保方策を示しています。

		第1年度 (R2年度)	第2年度 (R3年度)	第3年度 (R4年度)	第4年度 (R5年度)	第5年度 (R6年度)
①教育・保育 (人)	1号	4,892 (6,492)	4,587 (6,457)	4,294 (6,457)	4,024 (6,457)	3,933 (6,457)
	2号	4,570 (4,583)	4,642 (4,607)	4,715 (4,692)	4,793 (4,732)	4,688 (4,732)
	3号	3,812 (3,814)	3,827 (3,830)	3,857 (3,860)	3,859 (3,860)	3,812 (3,860)
②時間外保育事業(人)		4,898	4,948	5,009	5,055	4,967
③放課後児童健全育成事業(人)		5,014	5,188	5,371	5,491	5,548
④子育て短期支援事業 (人日)	ショートステイ	570	570	570	570	570
	トワイライトステイ	40	40	40	40	40
⑤一時預かり事業 (人日)	幼稚園	211,605	213,811	216,025	218,264	220,529
	保育所(園)	24,990 (50,400)	24,489 (50,400)	23,999 (50,400)	23,521 (50,400)	23,051 (50,400)
⑥地域子育て支援拠点事業(人日、か所)		76,000 13	73,700 13	71,500 14	69,400 15	67,300 16
⑦病児保育事業 (医療機関併設型)(人日)		3,777 (6,900)	3,672 (6,900)	3,588 (6,900)	3,515 (6,900)	3,448 (6,900)
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業) (人日)		4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
⑨利用者支援事業 (か所)	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
⑩妊婦健康診査 (回、か所(市内受診施設数))		31,500 15	30,600 15	29,900 15	29,400 15	29,100 15
⑪乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業(人、助産師・保健師数、訪問員数(人))	2,569 40 50	2,495 40 50	2,438 40 50	2,400 40 50	2,371 40 50
	養育支援訪問事業(人日)	999	999	999	999	999

※「①教育・保育」の補足説明 1号：満3歳以上で教育を希望される児童 2号：満3歳以上で保育が必要な児童 3号：満3歳未満で保育が必要な児童